

# 岡口基一判事に対する職務停止決定に抗議し、その撤回を求める声明

2021年8月20日

自由法曹団宮城県支部

支部長 小野寺 義象



自由法曹団宮城県支部は、本年6月24日、岡口基一判事（仙台高裁）を裁判官弾劾裁判所に訴追したことに抗議し、罷免裁判に反対する声明を発表した。この訴追が、裁判官の一市民としての表現の自由（憲法21条1項）を侵害するものであり、ひいては政府の行為に対して批判的な裁判官を排除しようという点で裁判官の独立（憲法76条3項）に対する重大な脅威と判断したからである。

この声明発表後の本年7月29日、裁判官弾劾裁判所は、裁判官弾劾法39条により、岡口判事の職務を停止する決定（以下「本決定」という。）をした。

裁判官弾劾法39条は、「弾劾裁判所は、相当と認めるときは、何時でも、罷免の訴追を受けた裁判官の職務を停止することができる。」と定めており、職務停止には「相当」と認められることが要件とされている。

しかし、本決定は、「被訴追者の職務を停止することを相当と認め」としか判示しておらず、「相当と認め」た理由については一切説明していない。これでは、法が職務停止という被訴追者の不利益を課すにあたって要件を定めた意味がないに等しく、恣意的判断を許容するものとなってしまう、「適正手続」の原理（憲法31条）に反する。

そもそも、今回の岡口判事に対する弾劾訴追の理由は、同判事がSNS上で行った投稿等が罷免事由である「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」（裁判官弾劾法2条2号）に当たるといふものであるが、当該投稿等が法曹資格を失わせる程度の「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に該当するとは認められない。

また、本件訴追が、裁判官の一市民としての表現の自由や裁判官の独立に対する脅威であることに鑑みれば、岡口判事の職務停止は、裁判官の表現の自由及び裁判官の独立への脅威を拡大させる危険を有している。

以上より、本決定は、違憲違法である。

よって、自由法曹団宮城県支部は、裁判官弾劾裁判所が行った本決定に対して抗議し、その撤回を求めるものである。

以上